

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成十四年政令第二百五十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（都市再生緊急整備地域）</p> <p>第一条 都市再生特別措置法（次条において「法」という。）第二条第三項の政令で定める地域は、次の表のとおりとする。</p>		<p>（都市再生緊急整備地域）</p> <p>第一条 都市再生特別措置法（次条において「法」という。）第二条第三項の政令で定める地域は、次の表のとおりとする。</p>	
名称	地域	名称	地域
千葉駅周 辺地域 （略）	（略）	千葉駅周 辺地域 （略）	（略）
松戸駅周 辺地域	松戸市の区域のうち、市道六地区二百五十四号と新京成 電鉄新京成線との交差点を起点とし、順次同鉄道、主要 幹線一級市道三十号、県道松戸野田線、主要幹線一級市 道二十七号、主要幹線一級市道三十一号、市道六地区四 百二十一号、松戸千二百二十六番二と松戸千二百二十七番四 及び松戸千二百二十七番五との境界線、松戸千二百二十六 番四及び岩瀬四百七十三番四と松戸千二百二十七番五との 境界線、岩瀬四百七十三番四と岩瀬四百七十九番及び岩 瀬四百七十三番九との境界線、岩瀬四百七十三番一と 岩瀬四百七十三番九及び岩瀬四百七十三番十二との境界 線、岩瀬四百七十三番十八と岩瀬四百七十三番十二、岩	（新設）	（新設）

	<p>瀬四百七十三番十一及び岩瀬四百七十三番八との境界線、主要幹線二級市道六十八号、岩瀬四百六十番五と岩瀬四百三十四番七との境界線、岩瀬五百五十番五と岩瀬五百五十番九、岩瀬五百五十番八及び岩瀬五百五十番四との境界線、岩瀬五百九十九番一及び岩瀬六百一番と岩瀬五百五十番四との境界線、岩瀬六百一番と岩瀬六百二番との境界線、岩瀬三十八番三と岩瀬三十八番七との境界線、市道六地区三百四十四号、主要幹線一級市道三十一号、市道六地区二百五十五号並びに市道六地区二百五十四号を経て起点に至る線（鉄道又は道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>本厚木駅 周辺地域</p>	<p>（略）</p>
<p>新潟都心 地域</p>	<p>新潟市中央区の区域のうち、市道南一―十二号線と市道南一―十号線との交差点を起点とし、順次同市道、市道南一―百三十七号線、市道南一―十五号線、一般国道百十三号線、一般国道七号線、信濃川の東側端線、市道南二―十五号線、主要地方道新潟小須戸三条線、市道弁天町線、市道小島下所島線、市道南二―五十八号線、北緯三十七度五四分四一秒・六三東経一三九度三分二三秒・八一の地点から北緯三十七度五四分三七秒・六一東経一三九度三分二四秒・一七の地点まで引いた線、市道南二―三十四号線、市道南二―百五十六号線、市道南二―百八号線、</p>

<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>本厚木駅 周辺地域</p>	<p>（略）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>

(削る)	<p>(略)</p>	<p>主要地方道新潟黒埼インター笹口線、市道南五―十二号線、市道南五―四号線、市道南五―十三号線、市道南二―九十一号線、北緯三七度五四分四五秒・五九東経一三九度三分五四秒・四六の地点から北緯三七度五四分四八秒・〇九東経一三九度三分五四秒・五三の地点まで引いた線、市道南二―六十八号線、市道南一―十九号線、市道南一―十七号線、市道南一―十八号線、市道万代沼垂線及び市道南一―十二号線を経て起点に至る線（道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域、万代三丁目の区域並びに万代島の区域</p> <p>新潟市中央区の区域のうち、市道上大川前通西湊町通線と市道西大畑町秣川岸通線との交差点を起点とし、順次同市道、市道中央三―十六号線、一般国道百十六号線、市道護国神社線、市道一番堀通入船線一号、市道川端町東堀前通線、信濃川の西側端線、北緯三七度五五分四秒・六五東経一三九度三分二一秒・六七の地点から北緯三七度五五分五秒・一七東経一三九度三分二〇秒・六六の地点まで引いた線、市道中央三―九十九号線、市道川端町入船線一号、市道中央三―九十四号線及び市道上大川前通西湊町通線を経て起点に至る線（道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域</p>
------	------------	--

<p>浜松駅 周辺地域</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>浜松市の区域のうち、市道曳馬中田島線と一般国道百五十二号線との交差点を起点とし、順次同国道、一般国道二百五十七号線、市道飯田鴨江線、市道砂山浅田一号線</p>
---------------------	------------	---

地域	福岡箱崎	小倉駅周 辺地域	(略)	(削る)	(削る)	(略)
	福岡市東区の区域のうち、市道管松百六十三号線の南側端線と宇美川の西側端線との交差点を起点とし、順次同河川の西側端線、多々良川の西側端線、一般国道三号線の西側端線、市道箱崎久原線の南側端線、県道福岡直方の南側端線、九州旅客鉄道鹿児島線の東側端線、市道箱崎百五十七号線の南側及び東側端線、市道管松百七十四号線の南側端線並びに市道管松百六十三号線の東側及			(略)	(削る)	(略)

(新設)	小倉駅周 辺地域	(略)	島駅東地 域	寝屋川萱 	(略)	守口大日 地域	(略)
(新設)	(略)	(略)	(略)	寝屋川市の区域のうち、下木田町(五番八号及び六番二十一号に限る。)、萱島桜園町、萱島東一丁目から三丁目まで、萱島本町、萱島南町及び南水苑町(一番に限る。)の区域並びにこれらの区域に介在する道路の区域	(略)	守口市の区域のうち、佐太中町一丁目、大日町二丁目から四丁目まで及び佐太東町一丁目(一番、十二番及び十三番に限る。)の区域並びに大日東町及び梶町一丁目の区域(市道梶一号线の南側端線、市道梶二号线の南側端線及び市道大庭三十六号線の南側端線以南の区域を除く。)並びにこれらの区域に介在する道路の区域	市道砂山二十二号線、市道砂山寺島一号线、市道飯田鴨江線及び市道曳馬中田島線を経て起点に至る道路の中心線で囲まれた区域

<p>び南側端線を経て起点に至る線で囲まれた区域</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p> <p>備考 この表に掲げる区域は、次の各号に掲げる地域ごとに、当該各号に定める日における行政区画、都市計画に定める区域若しくは施行区域その他の区域又は道路（都市計画道路を含む。）、河川、鉄道その他のものによって表示されたものとする。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 川口駅周辺地域、本厚木駅周辺地域、千里中央駅周辺地域、高槻駅周辺地域及び福山駅南地域 平成十六年四月十二日</p> <p>五 難波・湊町地域 平成十九年一月十五日</p> <p>六〇十一 (略)</p> <p>十二 新宿駅周辺地域、横浜都心・臨海地域、福井駅周辺地域及び堺東駅西地域 平成三十年六月二十四日</p> <p>十三〇十四 (略)</p> <p>十五 松戸駅周辺地域、新潟都心地域及び福岡箱崎地域 令和三年五月十三日</p>	<p>(略)</p> <p>備考 この表に掲げる区域は、次の各号に掲げる地域ごとに、当該各号に定める日における行政区画、都市計画に定める区域若しくは施行区域その他の区域又は道路（都市計画道路を含む。）、河川、鉄道その他のものによって表示されたものとする。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 川口駅周辺地域、本厚木駅周辺地域、千里中央駅周辺地域、高槻駅周辺地域、寝屋川萱島駅東地域及び福山駅南地域 平成十六年四月十二日</p> <p>五 浜松駅周辺地域及び難波・湊町地域 平成十九年一月十五日</p> <p>六〇十一 (略)</p> <p>十二 新宿駅周辺地域、横浜都心・臨海地域、福井駅周辺地域、堺東駅西地域及び守口大日地域 平成三十年六月二十四日</p> <p>十三〇十四 (略)</p> <p>(新設)</p>